

家畜共済損害防止事業交付金交付等要綱（昭和42年8月7日付け42農経B第2204号農林事務次官依命通知）

（最終改正 令和7年3月31日付け6経営第2349号）

（通則）

第1 家畜共済損害防止事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）、農業保険法施行令（平成29年政令第263号）、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2 交付金は、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、共済事業、保険事業及び再保険事業の収支の安定を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、特定組合（法第73条第4項に規定する特定組合をいう。）及び農業共済組合連合会（以下「実施主体」という。）が、平成30年農林水産省告示第543号（農業保険法附則第3条第1項の大臣が定める特定の疾病を定める件）に規定する特定の疾病による家畜の損害につき法第126条（法第172条において準用する場合を含む。）の規定による指示を行い、当該規定により負担する費用の一部に相当する金額について、予算の範囲内で交付金を交付する。

（申請手続）

第4 適正化法第5条の申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

- 2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を、毎年度予算が成立した日から14日を経過した日又は5月31日のいずれか遅い日までに大臣に提出するものとする。
- 3 交付金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書を提出するに当たって、各実施主体において交付金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。
- 4 交付金の交付を受けようとする者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業

を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知)に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(以下「チェックシート」という。)に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを第1項の申請書に添付するよう努めるものとする。

(申請の取下げ)

第5 実施主体は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6 交付規則第3条第1号イ及びロの規定による大臣が定める軽微な変更は、総事業費の30%を超えて減少すること以外の変更とする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7 実施主体は、交付規則第3条第1号の規定による大臣の承認を受けようとする場合には、変更の内容及び理由を記載した別記様式第2号の申請書を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第8 適正化法第12条の規定による報告は、交付金の交付を受けた年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において別記様式第3号により報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣に提出するものとする。

(概算払)

第9 実施主体は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書を大臣及び官署支出官(農林水産省経営局長)に提出しなければならない。

ただし、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づき、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第10 交付規則第6条第1項の実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、事業完了(第6による廃止の承認があったときを含む。)の日から起算して1か月を経過する日又は交付金交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに大臣に提出するものとする。

2 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、

これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4第3項ただし書の規定により交付の申請をした実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

- 4 実施主体は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施した内容をチェックした上で、当該チェックシートを第1項の実績報告書に添付するよう努めるものとする。

(交付金の経理)

- 第11 実施主体は、本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して本事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第12 実施主体は、第4第2項の規定による交付の申請、第6の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第7の規定による状況報告、第8の規定による概算払請求、第9第1項の規定による実績報告及び第9第3項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 実施主体は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 実施主体が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場

合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(委任)

第13 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、経営局長が別に定めるところによる。

附 則（平成31年3月29日付け30経営第2523号）

- 1 改正後の要綱及び要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱及び要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月9日付け元経営第27号）

- 1 この通知は、令和元年5月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月29日付け2経営第3305号）

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の前までに実施している事業については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月23日付け3経営第2617号）

- 1 この通知は、令和4年3月23日から施行する。
- 2 この通知の施行の前までに実施している事業については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

みなす。

- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月28日付け4経営第2938号）

- 1 この通知は、令和5年3月28日から施行する。
- 2 この通知の施行の前までに実施している事業については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和6年3月29日付け5経営第2531号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の前までに実施している事業については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月31日付け6経営第2349号）

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の前までに実施している事業については、なお従前の例による。

〔別記〕

様式第1号（第4関係）

年度家畜共済損害防止事業交付金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合（ 農業共済組合連合会）
組合長理事（会長理事） ○ ○ ○ ○

年度において下記により、家畜共済損害防止事業を実施したいので家畜共済損害防止事業交付金交付等要綱第4により金 円の交付を受けたく申請する。

記

1 事業の目的

家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、共済事業及び保険事業の収支の安定を図るため、平成30年農林水産省告示第543号（農業保険法附則第3条第1項の農林水産大臣が定める特定の疾病を定める件）に規定する特定の疾病による家畜の損害につき、農業保険法第126条の規定による指示により組合員の負担した費用を負担する。

2 事業の内容

農林水産大臣の承認を受けた事業計画書のとおり

3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付に 要する経費 (A)+(B)+(C) 円	負 担 区 分			備 考 円
		国庫負担金 (A) 円	県（都道府） 費負担金(B) 円	賦課金、 その他(C) 円	
家畜共済 損害防止事業 交付金					

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日

(様式作成上の注意)

都道府県連合会については、1の「共済事業及び保険事業」を「共済事業、保険事業及び再保険事業」と、「農業保険法第126条の規定による指示により組合員の」を「農業保険法第172条において準用する同法第126条の規定による指示をした農業共済組合等の当該指示により」と読み替えて作成するものとする。

様式第2号（第6関係）

年度家畜共済損害防止事業交付金変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合（ 農業共済組合連合会）
組合長理事（会長理事） ○ ○ ○ ○

年 月 日付け 経営第 号で交付決定通知のあった家畜共済損害防止事業の実施について、下記のとおり変更したいので、家畜共済損害防止事業交付金交付等要綱第6の規定により、申請する。

記

（注）1 記の記載要領は、別記様式第1号の記に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、交付金の交付決定により通知された経費の配分と変更後の経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

様式第4号（第8関係）

年度第 四半期家畜共済損害防止事業
交 付 金 概 算 払 請 求 書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省経営局長 殿

県（都道府）農業共済組合（ 農業共済組合連合会）
組合長理事（会長理事） ○ ○ ○ ○

年 月 日付け 経営第 号で交付決定の通知がなされた当該事業について、家畜共済損害防止事業交付金交付等要綱第8の規定により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

（※なお、交付決定の内容及び付された補助条件については、異存はない。）

記

年 月 日現在

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)	今回請求額(C)		残額 (A) - (B)+(C))	事業完了 予定年月日
				金額 (A) × (D)	○月○日迄 予定出来高 (D)		
家畜共済損害防止事業 交付金	円	円	円	円	% ()	円	

(注) 1 : (※)は交付決定後15日以内(申請書の取下げ期間)に請求書を提出する場合のみに明記すること。

2 : 今回請求額(C)の金額欄については、千円未満を切り捨てるものとし、当該千円未満については、最終の請求額に加算するものとする。

3 : 予定出来高(D)については、上下二段書きで下段に設定する日までの予定出来高を記入し、上段に括弧書きで前回までの出来高を記入するものとする。

なお、(C)の金額欄には下段から上段の差を乗じる。

4 : 概算払が必要な場合は交付決定通知の翌年1月末までに提出するものとする。

様式第5号（第9関係）

年度家畜共済損害防止事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合（ 農業共済組合連合会）
組合長理事（会長理事） ○ ○ ○ ○

年 月 日付け 経営第 号による交付決定通知に基づき下記のとおり事業を実施したので家畜共済損害防止事業交付金交付等要綱第9の規定により報告する。

また、併せて精算額として家畜共済損害防止事業交付金 円の交付を請求する。※

記

1 事業の目的

家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、共済事業及び保険事業の収支の安定を図るため、平成30年農林水産省告示第543号（農業保険法附則第3条第1項の農林水産大臣が定める特定の疾病を定める件）に規定する特定の疾病による家畜の損害につき、農業保険法第126条の規定による指示により組合員の負担した費用を負担する。

2 事業の内容

農林水産大臣に提出した事業成績書のとおり

3 経費の配分

区 分	交付に 要した経費 (A)+(B)+(C) 円	負 担 区 分			備 考 円
		国庫負担金 (A) 円	県（都道府） 費負担金(B) 円	賦課金、 その他(C) 円	
家畜共済 損害防止事業 交付金					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額 円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業完了年月日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 交 付 金	円	円	円	円	
県（都道府）費負担金					
賦 課 金 そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
家畜共済損害防止事業 交付金	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。
- 2 本年度実績額の欄には、事業実施に要した実績額を記入すること。
- 3 農業共済組合連合会については、1の「共済事業及び保険事業」を「共済事業、保険事業及び再保険事業」と、「農業保険法第126条の規定による指示により組合員の」を「農業保険法第172条において準用する同法第126条の規定による指示をした農業共済組合等の当該指示により」とする。
- 4 交付金の請求を行わない場合は、※を削除すること。

様式第6号（第9関係）

年度家畜共済損害防止事業交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合（ 農業共済組合連合会）
組合長理事（会長理事） ○ ○ ○ ○

年 月 日付け 経営第 号により交付決定通知があった家畜共済損害防止事業交付金について、家畜共済損害防止事業交付金交付等要綱第9の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の家畜共済損害防止事業交付金の額の確定額 金 円
(年 月 日付 第 号による額の確定通知額)

2 当該交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

4 交付金返還相当額（3-2） 金 円

（注）記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける場合は、事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・消費税法第 60 条第 4 項に規定する特定収入の割合を確認できる資料